旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―五〇二八号

㈢　商号　株式会社ベルプランニング

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社ベルプランニング　東京都大田区羽田五丁目一一番一号　代表取締役　瀬田　宗美

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都大田区羽田五丁目一一番一号

㈥　旅行業の登録年月日　平成十三年七月十七日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十五年一月二十三日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十五年二月十二日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会　会長　二階　俊博

債権申出の公告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十四年十月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

東京都中央区日本橋室町三丁目三番一号　E．T．S．室町ビル七階　TFK株式会社　規約型確定給付企業年金清算人　宮本　聡

債権申出の公告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十五年一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（平成二十五年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月十二日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号　三菱地所レジデンス株式会社　規約型確定給付企業年金清算人　大林　督明

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十二日

大阪市北区豊崎三丁目一番二一号　株式会社ラジオ・テレヴィ・センター　代表取締役　西岡　成臣

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
江崎　鍬兵衛　東京都千代田区有楽町一丁目七番地　株式会社ラジオテレヴィセンター内	普通株式二四〇株	C〇〇七五・C〇〇七六・E〇〇一五〇・E〇〇一五一・E〇〇一五二・E〇〇一五三・C〇〇八〇・C〇〇八一・E〇〇一六二・E〇〇一六三・E〇〇一六四・E〇〇一六五
深沢　虎男　東京都目黒区中根町一丁目一九番七号	普通株式二四〇株	D〇〇一〇・E〇〇三四・E〇〇三五・E〇〇三六・E〇〇六三・E〇〇六四・E〇〇六五・E〇〇六六・E〇〇七一・E〇〇七二・E〇〇七三・E〇〇七四・E〇〇九一・E〇〇九二・E〇〇九三・E〇〇九四・E〇〇九九・E〇一〇〇・E〇一〇一・E〇一〇二・E〇一一四・E〇一一五・E〇一一六・E〇一一七・E〇一一九・E〇一三〇・E〇一三一・E〇一三二
澁沢　敬三　東京都港区芝三田綱町一〇番地	普通株式八〇株	
観世　清和　東京都品川区大崎五―九―三―四〇六	普通株式四〇株	
後藤　皓二　兵庫県西宮市枝川町三三番地浜甲子園団地九八―四〇四号	普通株式四〇株	
福本アサコ　大阪市旭区新森小路北三丁目六五番地	普通株式四〇株	
松内　則三　神奈川県横浜市南区大岡九〇〇一番	普通株式四〇株	
橋本鑿三郎　神奈川県鎌倉市小町一七七番地	普通株式四〇株	
大屋　敦　東京都大田区田園調布二丁目六一番一一号	普通株式四〇株	

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年2月12日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①有限会社ケイコウ　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3―798　④有限会社ケイコウ　埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3―15―56　代表取締役　大塚正見　⑤本社営業所　埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3―15―56　⑥平成10年1月6日　⑧平成25年1月5日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3―15―56　有限会社ケイコウ　代表取締役　大塚正見

C　①株式会社Jクレスト　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―6193号　④株式会社Jクレスト　東京都千代田区神田神保町一丁目34番地　代表取締役　高橋良太　⑤本社営業所　東京都千代田区神田神保町一丁目34番地三村ビル3階　⑥平成21年6月17日　⑨平成24年5月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区神田神保町一丁目34番地　株式会社Jクレスト　代表取締役　高橋良太